

岩手県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営更木新田地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成25年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
花巻市東十二丁目第22地割	35番3	田	田	1,006	12
北上市更木4地割	4番1	〃	〃	384	13
〃	57番	〃	〃	1,023	12
北上市更木5地割	15番	〃	〃	604	12
〃	36番	〃	〃	1,028	12
〃	48番	〃	〃	942	12.85
〃	59番	〃	〃	1,017	12
〃	80番	〃	〃	1,008	12
北上市更木6地割	20番	〃	〃	1,014	12
〃	21番	〃	〃	1,055	12
〃	28番1	〃	〃	939	12
北上市更木7地割	36番	〃	〃	995	12
北上市更木8地割	11番	〃	〃	1,014	12
北上市更木9地割	21番	〃	〃	1,027	12
〃	23番	〃	〃	1,024	12
〃	42番	〃	〃	1,036	12
〃	44番	〃	〃	1,043	12
〃	46番1	〃	〃	758	12
〃	60番	〃	〃	1,021	12
〃	61番	〃	〃	1,025	12
〃	81番	〃	〃	998	12
北上市更木10地割	14番	〃	〃	1,001	12
〃	80番	〃	〃	1,017	12
〃	86番	〃	〃	1,011	12
北上市更木17地割	39番	〃	〃	1,022	12
〃	48番1	〃	〃	1,009	12
〃	49番	〃	〃	1,027	12
〃	51番	〃	〃	1,000	12
〃	67番3	〃	〃	1,018	12
北上市更木18地割	34番2	〃	〃	837	12
北上市更木19地割	7番	〃	〃	170	12
〃	17番	〃	〃	1,025	12

	23番			1,005	12
	54番			1,037	12
	67番			1,045	12
	69番			1,060	12
	72番 2			715	12
	80番 1			569	12
	84番 1			1,533	12
	89番 1			1,026	12
	93番			1,034	12
	109番			1,010	12
	121番	畑	畑	547	12
	149番	田	田	1,063	12
	150番			932	12
	155番			1,017	12
	156番			1,015	12
	162番 1			1,058	12
北上市更木34地割	67番			1,145	12
	68番			1,252	12
	69番 1			1,073	12
	243番 2			374	12
	300番 1			814	12